

総務産業常任委員会記録

日 時 令和5年11月16日（木曜日）13時30分～16時29分
場 所 議員控室
出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長
清水地域振興課長、山田政策推進係長、小笠原政策推進係主査、
木村建設課長、高本管理係長、三上商工観光課長、広谷商工労働係長
オブザーバー 磯野議員、平山議員、舟見議員、村上議員
事務局 渡辺局長、嶋元係長
報 道 北海道新聞社羽幌支局

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、本日の総務産業常任委員会の調査を行いたいと思います。

本日は4件あります。1点目が羽幌町まちづくり応援寄附金について、2点目は除排雪業務について、3点目はいきいき交流センターの状況について、4点目はハートタウンはぼろ事業用敷地の購入について、3つの課にまたがって行いますので、課の入替えのときには休憩を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、地域振興課の内容で羽幌町まちづくり応援寄附金についてから行いたいと思います。

1 羽幌町まちづくり応援寄附金について

説明員 地域振興課 清水課長、山田係長、小笠原主査

清水地域振興課長 13:30～13:31

お疲れさまでございます。まちづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税につきまして、担当の地域振興課から説明させていただきます。

最初に、私の隣がふるさと納税担当であります政策推進係の山田係長でございます。その隣がふるさと納税業務を主担当として担っております小笠原主査でございます。そして、私、課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、担当から説明させていただきたいと思います。

小笠原政策推進係主査 13:31～13:52

それでは、羽幌町のまちづくり応援寄附金についてご説明を私のほうからさせていただきます。

まずは、お配りした資料のほうからご説明をさせていただきます。まずは、ふるさと納税の状況と制度の変革などについてからご説明をさせていただきますと思います。

資料は、1枚目のまちづくり応援寄附金についてと書かれている資料のほうを御覧ください。ふるさと納税制度は、平成20年に制度化されたもので、平成27年度にワンストップ特例申請という寄附金控除を受けるための確定申告を省略する申請の制度がスタートしたことや寄附を受けた自治体が寄附者に対してお返しとして寄附者に送る返礼品に注目が集まったことなどから一気に利用者が拡大し、現在も右肩上がりに利用者が増えているという制度でございます。

資料のほうには、全国の寄附額と制度の変革、それと羽幌町の寄附額と主な取組などを記載してございます。まず、全国のふるさと納税の実績についてでございますが、年々上昇傾向となっております、令和4年度の実績としては9,654億円と1兆円を目前としておりまして、もう今年度は1兆円を超える規模になるのではないかとということが予測されてございます。仮に全国の納税者が全員控除を受けられる上限までふるさと納税をした場合の総額は2兆6,000億円以上とも言われておりまして、まだまだ伸びる可能性がある市場であるというふうにも言われてございます。

続いて、表の右側、羽幌町の実績とこれまでの取組についてでございます。羽幌町で返礼品の提供とインターネットでの受付を開始したのは平成27年度からでございまして、返礼品を提供開始した平成27年度は一気に7,000万円の寄附を集めることができましたが、寄附の受付に伴って発生する事務対応ですとか事業者からの商品発送の面などで当時は十分に体制が整っていない中で対応を迫られるという中で、返礼品を送り終えるまでに半年以上時間がかかってしまうなど、当時はかなりトラブルがあったというような話は聞いてございます。その後の寄附実績としましては、平成28年度から30年度にかけては約3,500万円程度の寄附額で安定してございましたが、令和元年度に当時問題になっていた過剰な返礼品競争の問題に対処するために、総務省において返礼品の3割ルールですとか、経費率を5割以内に収めなさいというようなルール化されたことや認定制度化などの法整備が行われまして、過度な返礼品の提供などにより多額の寄附を集めていた一部の自治体をふるさと納税の対象自治体から除外するなどといった対処が行われたことによる影響も受けまして、羽幌町では初めて1億円の大台を突破したというような流れになってございます。令和2年度には、過去最高となる約1億5,000万円弱の寄附を集めましたが、その後はなかなか寄附額を伸ばすことができず、令和4年度は1

億3,300万円程度の寄附額といった形になっております。

その間の取組としましては、平成29年度に寄附サイトを1つだったものを2つ増やして3サイトで運営を始めたほか、返礼品については当時35品程度だったものを160品程度まで増加させるなどの対策を講じてまいりました。また、令和3年度からは寄附証明書の発行やワンストップ特例申請の受付業務など多大な事務処理が発生する部分について民間への委託も行い、確実な事務処理に努めてきたといったところでございます。しかしながら、全国的には右肩上がりにどんどん利用者が増えているにもかかわらず、羽幌町においては令和2年度以降は自治体間の競争の激化する中で寄附を伸ばすことができないといった状況になってございます。

次のページを御覧ください。続きまして、ここ2年間、寄附を伸ばすことができていないという状況の中で、森町長の意向もありまして、今年度からは本格的に寄附を伸ばすといった取組を進めております。ふるさと納税の獲得に向けた取組についてご説明をさせていただきたいと思っております。まず、取組をスタートさせる前に自治体間の競争が激化する中で、ふるさと納税を獲得するために何が課題になっているのかを整理する必要があると考えまして、寄附を伸ばしている先進自治体ですとか、人気商品を取り扱っている事業者などへの視察を行いました。視察先では、アクセス数掛ける転換率、寄附に至る確率です。掛ける寄附単価という寄附額を求める際に使われている公式に沿った取組を進めていくことが重要であるというようなアドバイスをいただきまして、それぞれの指標に沿った形で羽幌町の課題を整理した上で取組を開始いたしました。指標ごとに羽幌町の状況について分析を行ったところ、アクセス数については上位自治体と比較すると大幅に少なく、全国平均や全道平均にも達していないということが分かりました。

これらの対策についてですが、ふるさと納税はインターネットの寄附が99%とほとんどを占めておりまして、インターネットから寄附をされる方の対策が必要だということが分かりました。インターネットから寄附をされる方の特徴としては、各サイトにひもついているポイントを集めている方が多く、ためているポイントによって使うサイトが固定されているといったことから、より多くの方から寄附をいただくためには取り扱うサイトを拡充するということが有効策であるということから、前年度までは3サイトで運用していたものを今年度は9サイトに拡充をしております。また、視察先からのアドバイスとして、寄附サイトを見ている人に向けた広告を出すことが効果的であるというような話も伺いましたので、インターネットサイト内で広告を開始いたしました。また、ふるさと納税は納税者の収入額が確定する年末に集中する傾向が強いため、年末に向けてインターネットの広告を配信を今開始しております。そのほか、寄附サイト上で返礼品を検索する際にヒットしやすくなるためにキーワードの設定ですとかジャンル設定の

見直し、またクリック率を高め、見てもらう確率を高めるための返礼品の紹介をする画像の改良ですとか、公式のSNSによる情報発信などを今随時実施をしているといった段階でございます。

続いて、転換率、寄附に至る確率、見た人が寄附に至る確率を上げる対策として、より返礼品を魅力的に見せるために、返礼品の紹介をするページの改良を羽幌町の主力商品である甘エビですとかボタンエビ、アイスクリーム、イクラなどを中心に行っております。

続いて、寄附単価の部分ですが、こちらは全国平均では寄附1件当たり1万8,000円程度で、それに対して羽幌町の令和4年度の寄附単価は1万4,000円ほどとなっております、上げていく必要があると考えております。対策としては、新たなセット品や指定した商品が毎月届く定期便といった寄附額の高い商品を考案して追加するなどの対策を行っております。そのほか、ふるさと納税は返礼品をやっぱり充実化させることが重要になっておりますことから、町内で製造されている高級アイスの取扱いを開始したほか、町内の牧場で生産された豚肉を返礼品として取り扱うことができないかについても総務省に確認申請を行っている段階で、現在総務省の確認待ちといった状況でございます。そのほか、町内事業者には新規商品の取扱いを働きかけを行っているほか、同じ商品でも内容量を変えた商品を提供するなどといった対策についても返礼品の提供事業者さんと調整を進めていっているといったところでございます。

課題の一番下のふるさと納税制度改正の対策については、後ほど別の資料で詳しく説明をさせていただきますので、こちらを終わりました、次のページを御覧いただければと思います。資料3ページ目です。資料3ページ目には、令和5年度の寄附実績について、サイト別の寄附実績と昨年度との比較を記載してございます。サイトAからC、その3サイトは以前から利用しているサイトで、黄色に着色しているDからIの6サイトが今年度新たに追加したサイトになります。今年度追加した6サイトの寄附額は1,102万5,000円、10月末時点で、シェアは13.15%となっております、こちらサイトを増やした効果は確実に表れてきているということが言えるかと思えます。

全体の寄附といたしましては、今年度はコロナ禍が終わったということで需要が変化したということもありまして、一部の主力返礼品の申込みが減ってしまうなど序盤は苦戦が続いておりましたが、6月からは本格的に対策がスタートしまして、8月には寄附額が前年比でプラスになってきております。また、9月には制度改正の影響で駆け込み需要が発生したといったところで、前年9月との比較で7倍以上の寄附が集まりました。10月は、9月のその反発で寄附額が若干落ちておりますが、ほぼ昨年並みの寄附額を獲得できているといった状況です。昨年同期比でプラスになっているのは、昨年同期比で

大体2倍ぐらいになっておりますが、2倍になっている要因としましては9月の駆け込み需要がやっぱり大きいですが、8月から寄附額が上向いていることから、各種課題に対する対策を進めたことで今年度の取組の成果が徐々に表れてきたものと考えてございます。これから年末にかけて、1年で一番ふるさと納税が盛り上がる時期となりますので、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、資料の4ページ目を御覧ください。ここからは、今年10月から適用されているふるさと納税の制度改正についてご説明したいと思います。9月には連日ニュース報道がされておりましたが、10月からふるさと納税の返礼品が値上がりするかもしれないといった内容が中心の報道になっていたかと思えます。

今回の改正についてですが、ふるさと納税の募集経費に関するルールですとか、返礼品として取扱いができる品物の基準、運用上のルールについて改正が行われたものです。こちらは、令和5年の6月27日付で当該指定に係る基準について定めた告示の改正及びQ&Aが発出されまして、10月1日から適用されるといったもので、総務省から事前の予告もなく、年度途中で唐突に改正が行われたため、ふるさと納税の関係の契約方法の見直しですとか、契約先の変更などによる経費削減対策というのがなかなか難しい状況で、全国の多くの自治体において寄附額の値上げを余儀なくなれるといった影響が出ているといったものになります。

それぞれの改正内容につきましても少し詳しくご説明をいたします。まず、募集経費のルールについてです。4ページ目、図解してございますが、ふるさと納税の基本ルールとして、まずは返礼品として提供する特産品は寄附額の30%以内で調達したものでなければならないことですとか、返礼品も含めて返礼品の送料、インターネットサイトへの掲載手数料、PR経費など募集に要する経費を50%以内に抑えて、寄附額の残りは町の事業に使いなさいというルールがございます。年に1度、総務省に控除を受けられる自治体として認定を受けるための申請をする際に、その経費は総務省に報告するということが求められております。しかし、ふるさと納税の事務を行う上では制度上必要となる事務に係る経費というものも発生します。例えば寄附証明書、寄附をいただきましたという証明書の発行業務ですとか、ワンストップ特例申請の受付事務の経費、あとは事務を担う職員の人件費、これらは募集に要する経費ということにはならなかったもので、これまでは募集経費には含まれておりませんでした。これを報道等では隠れ経費という言葉をして報じられておりましたので、あえてその言い方をさせていただきますが、今回の改正でこの隠れ経費も経費として加えた上で50%以内に抑えて運用しなさいというルールに変更が行われました。隠れ経費を加えた上で経費率50%以内を達成するには、事務経費を削減するといった対応はもちろんですが、返礼品の調達額を値下げしてもら

うことですか、返礼品ごとに設定している寄附金額を値上げするなどの対策を講じるといった対策が必要になっております。

続いて、5ページ目のほうを御覧ください。次の改正内容ですが、こちらには地場産品の基準の変更の改正、厳格化について、それと運用方法の変更についてまとめてございます。まず、②の地場産品基準の変更・改正、厳格化についてですけれども、大きく2つの改正が行われました。前提として、ふるさと納税の返礼品として提供してよいものは地場産品であることが法律のほうで定められておりますが、地場産品に関する細かいルールは総務省がつくるQ&Aなどで示されておりました、地場産品に該当するか否かは総務省が判断するといったことになっております。1つ目の改正内容は、熟成肉とお米に焦点が当てられておりました、これまでは自治体内において肉の熟成ですとか、お米の精米などの加工を行ってれば、原材料の産地は問われず、返礼品として認められておりましたが、原材料が自治体の所在する都道府県産の品でなければ認めないという改正が行われました。2つ目の改正内容は、セット品に焦点が当てられておりました、返礼品は関連性のあるものであれば、他地域産のものと自治産のものを組み合わせてセット品として提供することが可能ですが、これまでは地元産の割合が大部分を占めなければならないという曖昧な表現で表されておりました。これが全体の価格の7割以上を占めなければならないといった形に明確化されたという改正でございます。こちらは1つ目、2つ目ともに羽幌町では対象となる返礼品を扱っていないことから、特に影響は生じておりません。

続いて、3つ目の運用方法の変更ということで、返礼品が事前登録制になるといったものになります。これまでは、地場産品として提供することに特段疑義が生じない場合は、各自治体の判断で返礼品として提供を開始しても特に問題なかったのですが、事前登録制に変更されたことで総務省の確認を経なければ提供を開始できなくなりました。総務省がスピーディーに確認をしてくれるのでしたら特に問題は起こらないのですが、北海道の場合、まず都道府県を介して申請を行わなければならない、北海道の場合は特に市町村からまず振興局に申請をして、それを本庁で取りまとめて、全道分を一度に総務省に申請するという事務の流れになるのですが、市町村の申請を道庁が取りまとめて総務省に申請するまででもう半月かかってしまって、そこから総務省に申請をしてから確認完了までに早くてもさらに1か月以上かかる見込みでありまして、これまでのようにちょっと年末に向けて準備を進めてきた返礼品が提供できなくなるなどの影響が既に発生しております。この変更については、6月の制度改正の発表からさらに遅れて9月に突然このような発表が行われたため、羽幌町においても今30品程度が現在確認待ちの状況になっておりました、影響は大きく受けております。これについては、今後は提供品

の詳細が固まる前段階でもこういった商品がありますというのを申請を上げていくなどの対策を講じていきたいと考えております。

最後に、6ページ目を御覧ください。こちらでは、最も影響が大きい最初に説明をさせていただいた①の改正に関する対応状況をご説明いたします。当町の対応といたしましては、寄附先を決める大きな要因にもなっている返礼品の値上げについては極力避けていきたいという考えから、準備期間はもとより、年度途中では対応に限られるといった状況ではありますが、できる限りの対応を行いました。まず、経費削減対策として、ふるさと納税業務で契約をしている委託先ですとか、インターネットサイトを運営している事業者さんと交渉をしまして、一部の事業者さんからは値下げをしていただくことができました。しかしながら、満足いく成果を十分に得ることはできず、返礼品ごとに定めている寄附額の値上げも難航して、寄附規定の遵守に取り組んでおります。また、今年度から委託業務を拡大した中で配送料の削減にも取り組んでおりまして、昨年から10%程度削減はされておりますが、今後に向けて送料がかからないふるさと納税の現地で決済できるサービスの導入も今予定しているほか、ポストイン型、宅急便ではなくて郵送で届くような安価な配送手段の導入などの検討も随時進めているといった状況でございます。

ふるさと納税制度の説明について、私からの説明は以上でございます。

小寺委員長

ありがとうございます。資料でまとめられていたのですがけれども、ただいまの説明についての質疑を行いたいと思います。

質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:52～14:23

工藤副委員長 4ページで、寄附額の返礼品は30%までということで、そしてこの経費がこれの寄附額の50%以内という、そういう捉え方で間違いないですか。

小笠原主査 そうです。まず、2つルールがありまして、1つ目が寄附額に対して30%以内でお返しをすることは認められているので、例えば1万円の寄附だったら3,000円以内で町が事業者さんから購入した品を送るということがまずできるのが1つ目のルールで、もう一つがそれも含めて、そのほかふるさと納税の経費は寄附額の50%以内に抑えなさいという、そうい

う決まりがもう一つあるという形になります。

工藤副委員長 そうしたら、経費と返礼品とを含めて50%ということ。

小笠原主査 そのとおりでございます。

逢坂委員 まず、何点か。これからまちづくり応援寄附金に力を入れていくという町長の方針でもあるので、従前、私がずっと各自治体の寄附金の多いところ、その自治体を見てみると、やはり人気ある商品が必ず何点かあるのですよね。それにある程度集中して寄附をしていただくということがかいま見える。全体的にもうそういう傾向なのです。我が羽幌町を振り返って見てみると、従前は羽幌町でいうと甘エビが、あるいは今ちょっと問題になっているサフォーク、これらが主力だったのかなというふうに思っているのですけれども、近年甘エビも上がらない状態になっている。それから、サフォークもこれからまだまだ先の状態で、映像を見るとソールドアウトしているような形で羽幌町はなっています。担当課として、今後このふるさと納税の寄附を上げていく、寄附していただけるように上げていくPRとして押しているもの、あるいは目玉的なもの、今考えられていることが何かあれば、ここにも若干取組の状況ということで書いてはおりますが、具体的にもうちょっと詳しく教えていただければなと思っております。

山田係長 お答えいたします。今、委員おっしゃったように甘エビですかサフォークですか、主力ということで担当課のほうとしても押してはいるのですけれども、もう一つ、イクラのしょうゆ漬けというのがあります。現在そのイクラのしょうゆ漬けは羽幌町の返礼品の中でもトップにあるような状況になっておりまして、これからも伸ばしていきたいなということで考えております。

先ほど説明の中で、インターネット広告だとかというような話もあったと思いますけれども、そういった広告の商材としてそういったイクラを使うなどして、これからもっと寄附を伸ばしていきたいというようなことで今は考えているところであります。

逢坂委員 それで、イクラが今トップ、加工品だと思うので、トップだというのは、これは全道的にもそういうパターンが見受けられるのです。これはこれでいいとしても、やはり羽幌町に特化したものというものもやっぱり何か必要かなと自分では思うので、その部分で羽幌町に特化したものというのを何か担当課のほうでこれから考える、あるいはこれまで検討してきた中であったのかどうか。これからもそういう部分について、羽幌町だったら寄附するともらえる。もらえると云ったら変ですけども、返礼品としていただけるという部分が、そういうものがあれば、なお伸びるのかなというふうに私は思うのですけれども、その辺はどうですかね。これからなり、今までなりの検討事項ということで。

山田係長 町に特化したということで、先ほどのイクラもそうなのですけれども、もう一つ強みとしてはアイスの工場がありますので、そういったアイスをこれまでも、特にコロナ禍のときは、これも特区のほうで返礼品として寄附を集めていましたので、引き続きこういったものも重点を置いてといいますか、押していきたいなということでは考えておりますし、そのほかのものについてもいろいろな事業者さんとの話を聞く中で、可能性があるものについてはPRをしながら返礼品として扱っていききたいなということで考えております。

逢坂委員 これを1件目の最後にしますけれども、ぜひ、羽幌町のネットを見るとネットで返礼品の一覧をずっと見るのだけれども、結果的に私はほかの自治体と比べたら、こんなのは要らないなという部分のものもたくさん実は載っかっているのです。そして、寄附金額も高いのです。例えば仮に5万円寄附して、このぐらいのものしか例えば羽幌町は出さないのかなというふうなものもたくさん実はあるのです、調べてみると。だから、その辺も含めて、寄附金額に対する返礼品というのは、ちょっと今は中身が変わって上限が設定されましたので、それは分かるのですけれども、その辺の考え方もやはり担当課として考え方をちょっと方向転換というか、考え方を変えていかないと、今のままのインターネット上の、御覧になっていると思うのだけれども、見ると5万円を出して、これを例えば返礼品として出すのかという部分もあるので、3万円出して寄附して、そういうパターンが結構あるので、だからそういう部分で例えばイクラ

を押しているのであればイクラをメインにする。あるいは、これからアイスクリームをメインにするのであれば、そういうものをどんどん、どんどん押していくような体制づくりをぜひしてほしいと思います。何かあれば伺います。

山田係長 委員おっしゃるとおり、おっしゃられることも分かりまして、確かにふるさと納税というのは、いろいろな自治体を見ている中でも返礼品が多い、少ない、多々あるとは思うのですが、一部考えていますのはやっぱり返礼品の種類を多くすることで、例えば本町の魅力がPRできているというような一面もあるのかなと思いますので、その辺はちょっとこれから担当課、課内のほうでもどういう方法がいいのかというところも含めて検討していきたいと思います。

逢坂委員 金額も含めて私は検討していただきたいと思うので、寄附金に対する返礼品の品物がちょっと釣り合わない部分がたくさんあるので、その辺も検討してください。

清水課長 返礼品の金額につきましては、逆に言いますと我々のほうでは各町内の事業者さんから購入する金額、そこから逆追いついて3割以内に収まるように寄附額を設定するので、その辺も数がたくさん売れば、事業者さんのほうも採算ベースを割らない限度内で下げていただけるという可能性はあるのかなというような気もしていますので、その辺は徐々に返礼品として出ていくというのを推進しながら、徐々に購入金額、我々の調達する金額も下げてもらえるような、好循環のほうに向かっていけるように努力していければというふうに思います。

佐藤委員 今のを聞いていて、実際問題、例えば自分たち組合のほうで甘エビがちょっと上げただけで、いわゆる返礼品の金額を何千円か上げただけでかなり落ち込んだ事実は確実に目に見えてあったと思うのですが、今後も自分たちのエビについてもまずまずこういうような状況が続いた場合に、今言われている中でまだ30品ほどの申請など、新しい項目を考えてやっているということについては、どこのあれでもやるのですか。1つ聞きたいのは、この返礼品という形の返すあれについて、いわゆる

天売、焼尻辺りのイベントとか、そういう交通手段とか、ああいうものというのは返礼品の枠に入るのですか、例えば。

小笠原主査 すみません。交通商品についても返礼品の対象になりますので、今フェリーの乗船券ですとか、高速船とか、あとは沿岸バスの羽幌に来る特急はぼろ号等、特急はぼろ号だけだとちょっと問題があるので、それとホテルの宿泊券を組み合わせたようなセットというのを用意しております。

佐藤委員 ぜひともほかと同じものの商品ばかりで勝とうといったって到底無意味な話で、たかが1億かそこらを比べての比率からいけば、果たしてそれがどれだけの伸び率が分からぬけれども、今言ったように交通手段と天売、焼尻の特産品のツアーを組んで、例えばウニを潜って体験ツアーと言われる、そういうもので地元の返礼品を食べていただく。どこにもやっていないそういう考え方とか、ただ物で人をどうのこうのではなくて、今観光はそういう時代になっているのだから、それであればほかの交通手段を使いながらやっていって、やっぱりそういうふうな考え方も1つ取り入れてもらえれば、返礼品としてもまた話題ができれば、これは1つ、逆に要らないものを人が頭を下げて安くお願いします、商品がないです、何がないですというよりも、山ほどこういういいあれがあるのに、そういうところに逆に目を向けていただければ、ちょっと考え方も変わった、おもしろいのではないかなというので考えていただければ、ぜひともお願いしたいと思います。

小笠原主査 委員おっしゃるとおり、コロナ禍が明けまして、今人気になっている商品というのがツアーとか体験型の商品というのがすごく売上げを伸ばしているという話は事実としてありまして、我々としてもやっぱり観光商品を返礼品として取り扱うという気持ちはもちろん持っております。なので、現地で体験できる例えばウトウツアーなんかもう既にやられている商品がありますので、そういったものを返礼品としてぜひ取り扱っていききたいなと思っております。

金木委員 ちょっとお聞きしますけれども、返礼品が年度初めなのか、どういうものを決定します、その決める流れというのですか、募集する流れという

のかな。どんな流れで決めているのか、決まっているのか、ちょっと説明していただきたいのですけれども。

小笠原主査 返礼品の取扱いの流れですけれども、毎年4月から、4月に大幅にリニューアルを毎年やっております、大体2月頃に今取り扱っている事業者さん、取扱いのある事業者さんに来年度の単価を決めてもらって、新しい商品があれば、もちろん出してくださいというのでまず大きな流れを1つつくって、4月1日から新しい商品をつくってやっています。それももちろんなのですけれども、随時新しい商品ができれば登録してくださいという声かけはしながら、例えば数量限定でテスト品でもいいので、少しでもいいから、まずやってみませんかという声かけは常にさせていただいているのですが、なかなか増えていかないというのが今現状ですが、一応それで年度の頭に単価を決めて、町と単価契約させていただいて、随時注文が入ったら注文をさせていただいているといった流れになっております。

金木委員 私も全部の商品、頭に入っているわけではないのですけれども、地元で生産されているもの、製造されているもの、町側からぜひともおたくのものを出してもらえませんかみたいな町側からの勧誘というのか、PRみたいな、そういうことも含めてやられているのかどうか。

小笠原主査 直接、気になった商品があったら、その事業者さんのところに行って、ぜひやってみませんかという声かけもさせていただいております。

金木委員 それでいって今年度辺りは何種類、何事業者、何種類ぐらいのものになっているのか、ちょっと教えていただけませんか。

小笠原主査 今取り扱っている商品は、全部で大体160品ぐらいです。それに加えて、今総務省に確認待ちの申請をしているのが30品ぐらいありますので、それが今追加をしたいと考えておりますが、総務省からオーケーが出たらという形になります。

金木委員 今資料では主力商品、甘エビ、ボタンエビ、アイスクリームなどあるのですけれども、私の記憶では羽幌産の米もかなり主力に入っていたと思うのですけれども、今回はどうなのでしょう。などですから、それも含まれるということなのか。最近、米はちょっと下火になっているのか、ちょっとお聞きしていいですか。

小笠原主査 お米についても取扱いさせていただいて、どんどん売り出していきたいと思っているのですけれども、お米のふるさと納税の市場が結構安いお米が人気のランキングの上位に入っていて、価格だけで見られてしまふとなかなか勝負ができなくて、正直あまり出ていかない、申込みが少ないような状態になっていますので、ちょっと見せ方を工夫するなどということは考えていきたいなと思って今やっています。

金木委員 それで、当然たくさんの応募をしていただくのが本当はいいのですけれども、個人のそういう人、新しい人を開拓する、増やすということと同時に、1度利用していただいた方は、やっぱり羽幌のほうがよかったよということで、リピーターみたいになってくれるのもまたいいのかなと思うのです。そういう面では町からのPR、その利用をしてくれた方へのPRだったり、買っていただいた方の直接の声とか感想とか、そういうものもちゃんと拾えるようなものになっているのかどうか、その辺をお聞きしたいのですけれども。

小笠原主査 リピーター対策というのも本当に重要な部分でして、今まではリピーター対策というのがあまり効果的なものを打ち出せておりませんでして、確認してみるとリピーター率がかなり低くて、全国のトップクラスの自治体ではリピーター率がもう5割を超えるような数値になっているのですけれども、羽幌町は十何%とか、すごく低い状態になっているので、来年度以降はそういった……来年度と言わず、これからリピーター対策もぜひ取り組んでいかなければならないなと思っていますので、今どんなことをやれるかということをちょっと今検討している段階でございます。

村田議長 今、一生懸命頑張って取り組んでいるというのは、お話を聞いていて分かりました。

幾つか聞きたいことがあって、まずこれも確認といえば確認なのですが、2ページ目に町内の牧場で生産された豚肉を申請中とあるのですが、あそこの牧場では肉をつくっていない牧場というのは分かっているのですが、違うところの産地に持って行って大きくしているという、それでも全然問題ないという認識でいいのか。

小笠原主査 それでも取扱いができるかというところを今総務省に確認中です。

村田議長 分かりました。経費を抑えるために、自分まだ議長でない時代の一般質問で、現地で発送しなくてもいいような形とかというお話をしていたのですが、もともと島のフェリーのそういうのとか、ホテルのは分かっていたのですが、そういう現地でこれを利用するのにふるさと納税してみようかなという部分のものの充実と、あとそういうところでもしてもらった場合、今の消費者というか、結構QR決済だとか、現金でやらない決済で買物をする。もう自分もだんだんそうになってしまって、現金持ち歩かなくなってしまうのだけれども、そういうところも含めて現地で納税してもらう、利用してもらおうというところで行くと、かなり経費として、発送しなくてもいいわけですから、いいのかなという部分があるのが1つと、あと定期便の考案というところで行くと、どういう定期便、それから1年間を通じてなのか、回数なのかどうなのか、そこら辺は今どういうところまで考えて取り組んでいこうと思っているのか、何かあればお聞きしたいと思います。

小笠原主査 まず、現地決済型の導入についてなのですが、今その現地決済サービスを導入するというので一応契約をして、今そのデモ機がもう少しで届くので、その使い方を含めて事業者さんとお話をして、導入に向けて実際に道の駅で置いてみるとか、フェリーターミナルに置いてみるとか、その辺は今これから調整を進めていきたいなと思っているところでございます。

それと、定期便についてなのですが、定期便はもともと今もお米の定期便ですとか、アイスの定期便だとか、人気商品の定期便だとか、そう

いうのはやっております、今は定期便を3か月とか、ちょっと短いタイプの定期便を今取り扱っているのですけれども、できるだけ長く、やっぱりお米だと1年間毎月届くみたいなのが人気だったりしますので、そういうのもちょっと、契約の関係もあって、どういうやり方がいいのかも含めて今調整を進めていこうと思っている段階です。

村田議長 そういう取組をしていただければ、また新たな形になるかなと思って、実は羽幌のお米ももっととどんどん出ていってくれば私としてもうれしいのですが、あとちょっと分からないので聞くのですけれども、お米の部分で、普通ですとサイトなりで申込みがあったら発送しますよね。例えば観光客が今言った道の駅とかフェリー乗り場で、私、この米、要はふるさと納税で持って帰るかなと言った場合は、そのお米の入っている量というのは、例えば1万円の寄附だとすれば、直接持っていく場合と発送する場合というのは、その入れ目というか、その量というのは変えることができるのですか。

小笠原主査 今、導入しようとしているサービスは、店舗で売っている価格を入力すると自動的に30%以内で計算されて寄附額がぼんと出るような、そういうシステムを今導入しようと思っていますので、だから今我々が通常インターネットサイトで掲載している料金とは、また店舗で売っている料金とでちょっと差が出てくるような形になります。今うちでやっているインターネットサイトの場合は、送料込みの値段で経費計算をして寄附額を設定するのですけれども、現地のシステムは送料を考慮しないでいいので、その分ちょっとお得だったりするようになるはずで。ちょっと今まだ取り扱っていないので、微妙なところはありますけれども、少しお得になるような形になるはずだと思います。

村田議長 そういう部分でいくと、お米だけでなく、冷凍だとかはちょっと無理かもしれないですけれども、賞味期限の長いものであれば、そういつて観光客に利用してもらおうということを、なかなか観光客が伸びなければ、伸びないのかもしれないですけれども、そういう形でいろんな対策というのかな。手を打っていただければ、努力が実ってだんだん上がってどこかで、今の時代ってバズると言ったら言い方悪いかもしれないけれど

も、どこでバズるか分からないみたいなので、ぜひともいろんな試行錯誤しながら、商品も含めて頑張っていたらと思います。何か答弁があれば、なけば、いいです。

清水課長　　こういう機会で、いろいろな委員さんからご意見というのをいただけますので、またそういうふだんでももし思い立つこと等あれば、ご意見いただきながら、いいほうに、いいほうにというふうに向かっていけばなというふうに思いますのと、あと我々職員側も担当、このほかにもう一人、二人しかいないので、だんだんボリュームを上げてくると手が回らなくなってくるというところもありますので、その辺は人事関係、もうちょっと人を増やしてもらえるような措置をお願いできればなというふうにちょっと思っています。よろしくお願ひします。

村田議長　　そこは、なかなか首長に話ししなければならぬかもしれないですけども、もしだったら地域おこし協力隊とか、枠が余裕があれば、そういうのも利用されてもいいかなというのもありますし、なかなか再任用というのはないかもしれないですけども、増えると当然人手が要するというのは分かりますので、そこら辺もいろいろ検討していただきたいと思ひます。答弁があれば。

清水課長　　実は、地域おこし協力隊も今募集してはいるのですけれども、ただダイレクトにふるさと納税業務と書いてしまうと、経費のほうに人件費が含まれますので、メインとしてはまちづくりみたいなの、そういった業務で募集はかけているのですけれども、ちょっとまだ来ていただけないような、そんな状況であります。

逢坂委員　　1点だけ。確認というわけではないのですけれども、これからの目標、これ要するに増やすということで目標を掲げているのですけれども、令和2年に1億4,900万、これが羽幌町の最高金額だと私は思うのですけれども、これから一生懸命やって、ぜひ上げてほしいなという部分はあるので、課として、羽幌町としてどの程度まで、どの程度と言ったら失礼ですけども、目標金額みたいなのが仮にですよ。定めていれば教えてほしい。特に特段定めていなければ、前年度を上回る程度に毎年やっていき

たいとかという答弁でも結構なので、そういう目標額みたいのを設定されているのかどうかお聞きしたい。

清水課長 今年、年度当初は1億5,000万を目標にということで、そういうことで予算措置させていただきました。町長が選挙公約で、ふるさと納税の拡充ということもありまして、6月の補正でさらにウェブ広告とかをもうちょっと充実させて伸ばしたいということで、1,000万を上乗せして1億6,000万の目標ということにして上方修正させていただきました。その後、今9月末で、9月、10月終わって去年の2倍ぐらいになっているということもありまして、そこから11月、12月というのが去年並みにもし入ってくればいいなというようなことも含めて、さらに手厚くウェブ広告を張ろうとしているのですけれども、それで一応試算なのですけれども、もうちょっと、もう2,000万ほど増えないかなというふうに、合計で1億8,000万ぐらいになればいいなというようなことで、補正しようかどうか、今悩んで調整している最中です。そういうことで、もし12月の定例会で補正予算を上げられるという、上げようというふうに腹をくくった場合には、ちょっとよろしくお聞きしたいなと思います。

逢坂委員 分かりました。目標額は高ければ高いほど私はいいと思うので、ぜひ高めの設定というか、頑張ってください、返礼品はちょっと間に合わないのかなというのが、新しい30品については間に合わないのかなという部分はあると思うので、現状の体制の中でPRとか、そういうのをもっと充実していただいて、目標である1億8,000万なり、それなりの金額をぜひ達成できるように頑張ってくださいというふうに思います。答弁なければ、いいです。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、質問がないようですので、私が今インスタとかを見ても、かなりインスタも頻度で上げているのですよね。きれいな町の様子ですとか、ウェブ上でもとってもきれいな写真がたくさん載って、昔よりはたくさん品も増え、いろんな組み合わせがあったり、量があったり、とっても頑張っているなというふうに感じています。もちろん役場職員、担当も一生懸命頑張っているとは思いますが、議員も含めて町民みんなで盛り上げられるような何

か試みが今後あったら、議員もいろんなところに行きますので、どんどん宣伝できる機会も多いのではないかなというふうに思いますので、ぜひ使ってくれたらなと思います。

それでは、本日はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩 14:23～14:35)

小寺委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、2つ目、令和5年度除排雪業務についてお願いします。

2 除排雪業務について

説明員 建設課 木村課長、高本係長

木村建設課長 14:35～14:35

ご苦労さまです。それでは、除排雪業務につきまして、担当係長のほうから資料を基に説明させていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。

高本管理係長 14:35～14:47

建設課のほうで道路維持管理等の事務を担当している高本といいます。私のほうから、お配りしている資料を基に報告をさせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。

資料の1ページ目、令和5年度の除排雪業務の内容等について説明します。除排雪業務の契約につきましてですが、契約期間はこれまで本委員会では11月中の契約という意見をいただいておりますが、今年度についても例年どおり12月開始とする予定であります。ここ数年の状況を見ると、平成28年度、29年度の2年間は11月中旬からの降雪がありまして、5日から6日の稼働がありました。その後、平成30年度は原野地区のみで2日、令和元年度から4年度までは稼働実績がなかったことから、今年度についても12月からの契約を予定しているところです。なお、11月中の降雪で除雪作業が必要となった場合は、住民生活に影響が出ないように道路維持管理業務の中で対応することとしてい

ます。契約方法は随意契約とし、今年度の予算現額は市街・原野地区で1億5,020万5,000円、離島地区は天売、焼尻を合わせて440万円です。

次に、除排雪業務の概要についてですが、1の除雪延長は車道が113.9キロ、歩道が15.0キロ、合計128.9キロであり、車道は令和5年8月の豪雨による災害復旧工事のため、朝日の二股沢線は1キロ増、歩道は作業箇所の新設を行いまして0.9キロの減の見込みであります。

次に、2番の実施方法についてもこれまでどおり、市街・原野地区については羽幌町道路環境事業協同組合への委託、離島地区については島内の業者への委託を予定しております。

次に、3の市街・原野地区の業務内容等についてですが、こちらも昨年から変更はありません。表のほうで(1)、作業時間については午前5時から午後5時までとし、(2)、作業工種は車道、歩道の除雪作業のほかに路面整正、排雪、融雪剤の散布などを行います。(3)、町から委託業者への貸与車両については除雪ドーザ5台、大型のロータリ除雪車5台、歩道用のロータリ除雪車3台、ダンプトラック2台の合計18台であります。

(4)、作業目標ですが、記載のとおり車や歩行者が安全に通行できる状態を確保することとしています。(5)、作業基準については、車道及び歩道の除雪は降雪量がおおむね10センチに達した場合としていますが、そのほか気象状況や道路状況等を総合的に判断することとしています。路面整正については、通行車両が危険を回避するために道路を逸脱または反対車線へ進入する可能性があるものと判断した場合に行うこととし、排雪については除雪作業において作業目標を達成することが困難となった場合に行うこととしています。

続いて、令和4年度の除排雪業務の実績についてご報告します。資料の2ページになります。2ページ目、1番、稼働実績の(1)番、市街・原野地区についてですが、市街地区、除雪分の稼働時間は表の一番右側になりますけれども、前年度比94%の1,391時間40分であり、排雪分の稼働時間は前年度比73%の5,341時間40分となっています。原野地区の除雪稼働時間は前年度比94%の2,060時間5分で、市街・原野地区合計の稼働時間は前年度比80%の8,793時間25分となっております。次に、(2)、離島地区についてですが、天売地区の稼働時間は前年度比68%の91時間10分であり、焼尻地区の稼働時間は前年度比84%の123時間50分で、離島地区合計の稼働時間は前年度比77%の215時間となっております。下のグラフなのですけれども、過去5年間の稼働時間の実績を可視化したものになります。

次に、3ページ目の2の委託料実績についてですが、中段の令和4年度の予算内訳になりますが、市街・原野地区の当初予算額1億3,273万7,000円に対して当初の契約額は

1億2,320万円であり、最終契約額は表の右側に行った赤字なのですけれども、1億6,552万8,000円で、令和3年度の実績、1億8,987万2,000円から2,434万3,000円の減となっております。天売、焼尻地区は、当初予算額が2,200万円に対して最終契約額は天売地区が217万8,000円、焼尻地区は町職員が一部作業の実施に当たったことから173万8,000円となっております。また、表の下のグラフなのですけれども、過去5年間の委託料の実績を可視化したものになります。

次に、4ページ目の3番、各種実績についてですが、(1)の市街・原野地区委託料実績は、前のページの資料と重複する部分もあるのですけれども、平成30年度以降の予算額、契約額の経過を記載しています。次に、(2)、排雪用10トンダンプ借り上げ実績は、平成30年度以降の町内業者からの大型ダンプ借り上げの時間と金額を記載しています。令和4年度の実績は2,492時間30分で、例年より3月の雪解けが早かったことから、前年度比で約950時間の減となっております。次に、(3)、建設課車両等修繕料実績は、平成30年度以降の一般会計8款2項2目の道路維持費の修繕料を記載しています。令和4年度の修繕料は1,738万9,000円で、ほかの年度と比較して大きく増加していますが、これは平成15年度に購入したロータリ除雪車のトランスミッションの取替え修繕、約800万円が大きな主な要因となっております。

次に、5ページ目になります。4番、除排雪車両の一覧ですが、現在除雪ドーザ、ロータリ除雪車、ダンプトラックの計18台を所有しています。直近では、令和2年度に社会資本整備総合交付金事業を活用してロータリ除雪車1台を更新しています。令和5年度の除排雪車両の購入予定はありませんが、20年以上経過している車両が複数ありますので、適切な点検整備等を行い、現在の車両を可能な限り使用できるよう努めているところです。

次に、6ページ目になります。5番、過去の気象資料についてですが、表の2段目になります。降雪量についてですが、令和4年度は471センチ、次の3段目の最深積雪は100センチで、過去10年と比較すると降雪量は平年並み、最深積雪は平年を超える量で、令和5年1月中旬から2月後半にかけて降雪日が続いたことが積雪の増加につながったものと考えられます。

次の7ページ目のグラフなのですけれども、過去10年間の月ごとの降雪量を可視化したものになります。令和2年以降は、年間降雪量に大きな差はなく、平成29年度が最も降雪量の多かった年になっています。

次に、8ページ目のほうなのですけれども、6番、苦情件数等についてですが、令和4年度の件数は12月が12件、1月が9件、2月が15件、3月が3件の計39件で、前年度の58件から19件の減となっております。苦情の内訳ですが、除雪の依頼が11件、作業内容に

関することが7件、置き雪に関することが13件、物品破損が5件が主な内容で、令和5年1月の中旬から2月後半まで降雪が続いたことから、除排雪作業の問合せが引き続き多くありました。今後も苦情内容等を運転手や作業員に伝え、把握して、注意を払いながら安全で丁寧な除排雪作業を行う体制を整えていきます。

同ページの下段になりますけれども、7、雪捨て場の使用状況についてですが、羽幌町と事業者の排雪場所である汐見自動車学校の奥、北町の北成水産裏、栄町のヒラメ養殖場付近とスポーツ公園、港町のサンセットビーチ駐車場、そして一般町民用の朝日団地の横の雪捨て場は必要に応じてロータリ除雪車で拡幅作業を行い、堆積する場所を確保しました。

以上、除排雪業務に関する資料の説明とさせていただきます。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。今回は、昨年ですと前年度の報告と、あと計画とを分けて行ったのですけれども、今回は2つ一緒に、令和4年度の実績の報告と、あと令和5年度、今年度の計画ということで2つ一緒に報告になっていますので、去年、令和4年の話の実績の話なのか、それとも本年度の除雪の話なのかというのを分かりやすく質疑していただけたらなというふうに思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、質疑ある委員は挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 14:47～15:40

工藤副委員長 またこの時期が来たなという感覚で僕はずっと聞いていたのですけれども、課長は初めてだと思のですけれども、何と言うのかな。去年もあったことを繰り返し言うと、町民がもうちょっときれいにしてほしいということで、役場のほうに電話しても全然がちが明かないということで、わざわざ僕の店まで来て何とかできないのかと言って、去年も。高本係長は分かると思うけれども、そういうことで取りあえず役場に聞いて、そしてその後にこれに携わっている業者に2件行って、何とかならないかということでやったのですけれども、結局すぐ対応するということはできなかったのですけれども、2件聞いたもう一件の社長のほうから、こういう形で今、町としてはこの日にちからやることで進めていると。その初めのときには、このひどいところを先に始めるように今やっ

るからという、わざわざそれもその社長から私のところに来て、こういうことなので、何とかそういうことで収めていただきたいのだということと言ってきたのですけれども、その社長がきちっと対応してくれたので、こういう話をして、こういう内容で今は進めるような形でやっているということで、その苦情が直接来た家に僕が最後に行って説明したのです。僕が行動してくれたことに理解してくれたので、それは収まったのですけれども、やはり役場に1度電話したのだということの、そのときの役場側の対応というのがもうちょっとスムーズに誠意を持ってやっていれば、わざわざ私のところにまでその人が来て話ししなくてもよかったのかなという僕の間でいたのです。ですから、いろんな状況があると思うのですけれども、とにかくどんなことでそう言うのか。そして、その状況はどうであるのかというのをやはりすぐ対応して確認して、そして進めていってもらいたいということなのです。

実際には、その場所はその後にも1度雪降ってあれしたときに、その場所きれいになっているかなとか僕も見にいったら、まだ除雪されていなくて、午後からすぐもう一回行ったら、きれいになっていたのですけれども、何が原因か分からないのですけれども、そういう状態だったのです。だから、そういうことがないように、やっぱり町道の除雪が終わる時間にはやはり誰かが、責任者が町を回ってみて完璧であるかどうかというのを確認することも僕は必要でないかなと思うのです。そういうのを去年思いました。僕が議員になってから、もうずっと冬になると、ここの雪、邪魔で見えないからというのは毎年あるのです。だから、何とか改善できるようにならないかなというのはいつも思うのです。

あと、そしてもう一つ、可能性としてはないのだろうとは思っただけけれども、要するに除雪をやっていって、縁にどうしても置かざるのですけれども、この置かざる雪を、雪が降った日だけの作業になると思うので、それをすぐ排雪するということができないのかなと僕はいつも思うのです。そのときに排雪すれば、わざわざこの期間の日程で排雪するよという、その量がぐっと減ると思うのです。町場は特に交差点もいっぱいあるから、やっぱり交差点が見つらくて、要するに大きい通りに入るために一時停止して見るのですけれども、やはり大きい通りがきれいに排雪されていると、やっぱり右を見ても左を見てもきちっと見えるから事故の心配もないし、スムーズに車が出ていけるのです。だから、そういう

ところももうちょっと考えてやっていただけるといいかなと思うのですけれども、何か新たな改善というのは今年は考えていないのかどうか。何かあれば。

木村課長 基本的に除排雪業務内容については、変更はないのですけれども、委員おっしゃるとおり降雪の状況をパトロール等で確認しながら、できる限り苦情や要望等に、全てを満足に解決することはなかなか難しいものかなとはちょっとあるのですけれども、パトロール等を強化しつつ、ちょっと状況を見ながら、できる限り対応していきたいと考えております。

佐藤委員 私のほうからお願いという形と、ちょっと含めてあれなのですけれども、自分たちのほうにも委託事業でいわゆる港、港湾の関係で1つの業者が入っているのですけれども、前々からちょっと言うのですけれども、自分たちの港湾と一緒に小屋がある場合に、除雪をいわゆる自分たちが業者に頼んで小屋前もやってもらうのです。小屋の前をやると、港の全ての部分をかいてしまうのだけれども、そうすると役場の委託の業者が後から来てもかくところがないとか、いわゆる無駄な経費で港湾をやるような格好で、それであれば自分たちの浜の人間が知っているその業者にその場所をちょっとくれないかと言っているのです。そうしたら、今の金額よりも半分の金額でもいいから、今港でやってもらっているその業者に払って、そうしたらその業者は毎朝きちっと小屋の前から港の全部、そこをやっているのですよね、実際。そして、それと併用して町のいわゆる委託事業のブルドーザーがまだ後から来るのだけれども、二度手間みたいな形になるものだから、それであれば何も港のほうは組合さんがいるのであれば、ある程度そっち側のほうの委託の事業費をある程度、半分でもいいですから、今やっている業者にお願いして、あと全てそっち側のほうでお願いしますというような形が取れないものなのか。あるいは、委託業者にこの委託をする場合に、どれほど町の権限なり、いわゆるこういうことを必ずしてくださいみたいな約束事みたいなものというのはあると思うのですけれども、そういうものというのは毎年、今工藤さんが言う苦情なりを重ねても、そういうのをした上での委託の形をきちっと取っているのか。あと、この降雪量10センチとかと言われても、どこで10センチなのか。

あるところでは、もう30センチ以上たまっているところもあれば、パトロールカーが来ているのが一番きれいな風がすうすう通るところを真っすぐかいて行って、おいおい、こっち来てくれよと。こっち30センチもたまっているのに、どの地点で10センチ、これいろんな場所あると思うのだけれども、果たしてどういうところでこれをやっているのかとか、あとはフェリーなんかを使っているところなんかはフェリーのいる時間ぎりぎりか、そこらぐらいにしか来ないはずだ、下手すれば。いわゆる観光ルートであるそういうところをまず基本的に必ずそれはやってくださいよとか、学校、病院、ここ、これは雪が降る降らない関係なく、必ず委託事業の業者がこれは関係なく、小学校の通学路なり、そういうところは必ずお願いしますねとかという、そういう文言というものもあるものなのか、ちょっとあれば教えてもらいたいのですけれども。

小寺委員長 ちょっと整理します。3つぐらいあったと思うのです。港湾の除排雪の契約について、あとは除排雪の基準、10センチの基準というのはどこで測っているのか。あとは、フェリーとか、通学路とか、そういうものの優先度というか、その辺についてはどういうふうに考えているかという、ちょっとたくさんまとめてしまったので、整理させてもらいましたけれども、答弁のほうをお願いいたします。

木村課長 港湾の除雪につきましては、ちょっと今年度はもう委託契約を実施している状況ですので、1つの課題として今後そういう対応ができるのか、ちょっと組合さんも含めて協議していきたいなと思っております。あと、雪の10センチというのは特にどこ、吹きだまりとかによって多少なりとも積雪量、場所によって変わるのは当然なのでしょうけれども、特にここが10センチというのは明記というかはなくて、町全体的な雰囲気と言ったらあれですけれども、この程度だったら出勤しなければというような感じの、一応目安として10センチというのは持っていますが、一応町全体の状況を見ながら出勤しているという関係です。あと、基本的に通学路は優先順位が高く、あと幹線道路と通学路は優先順位が高いです。あと、フェリーにつきましてはちょっと状況、業者等も踏まえて、時間帯とかも確認しながら、ちょっとどの時間に行っているのかも確認しながら対応していきたいなと思います。

佐藤委員 冬になると、業者ではなく役場で来ていたはずなのです。町でかいているはずですから、あの道路は。業者は、かかないから、道路は。羽幌町のブルドーザーが来てやっていることですから、あれはね。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:00～15:00)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

木村課長 失礼しました。羽幌町で実施しているということでしたので、できる限り早めに、いろんな状況に応じてやっぱり順番とかはちょっと前後する場合あると思いますが、極力早めに行けるような対応を考えていきたいなど考えております。

佐藤委員 できれば、こういう時期があまりにも近いときに委託事業がもう終わってしまっているという形で答弁されても、やっぱりその前にある程度そういう町民に対しての苦情なり、いわゆるそういう文言を改めて集約した上での委託事業というものを年度、年度で交わしていってもらわないと、また怠慢になって、いわゆる委託業者が勝手に俺らはいつものとおりにやればいいのか、新しい新規参入が果たしてできているのかとか、そういう問題だって町が一応トップで考えるのであれば、もう少し委託事業にさせる部分にも厳しい言葉を言うべきであって、いつもさっき工藤さんも言うようなことだって年々同じことをやるわけであって、置き雪みたいな形でも。てめえたちが乗っていれば、自分の家の前だけはきれいにかいて、何だ、こいつらって、もうほかのところは。だから、そういういろんな苦情だってあると思うのです。そういうところをやっぱり町としてきちっと厳しく、委託業者がそんなことをするのなら困りますと、来年度から考えてもらいますよとか、やってもらうと怠慢になって駄目だと思うのです。まだやりたい業者だっているのかもしれないし、組合員になっていなければ駄目ですよとか、やっぱりそういうことも多くあるので、今言ったように無駄を省くために浜でそうやってやることに、なぜそういうことがすぐできないのか。1つの業者で、あそこは80

万も取る。そうしたら、何も40万でうちの組合がそいつらにやらせるからいいよと。毎日のように港をきれいにやってくれているのだ。だから、そういうところからでも毎年そういう話合いを持ってもらわぬと、町の中でその部分、ではほかのところに予算を使って、困っているところについて、ではこの予算を使わせてもらいますと。組合さんには申し訳ないけれども、そのかわり、その業者さんには何ぼ何ぼでお願いしますとか、やっぱり少し変わっていかぬと、毎年同じようにもう委託しました、委託しましたって、やっているのだから。これは、ちょっとあれかなという感じがするのだけれども、今後もまた1つお願いあるかも分かりませんが、そういうことでよろしくお願いいたします。

金木委員 私も当然住民の一人なので、自分のうちの周りの様子などを見ながら、気がついたときには遠慮なくというか、結構担当課やセンターというのですか、あちらにも電話を入れたりすることもあるのですけれども、おおむね10センチ程度の降雪で出動するということですが、確かにおおむねなので、仕方がないところはあるのですけれども、これいつ頃判断するのか。朝4時とか5時頃見て、今日は出動しなくてもいいなと思ったら今日はいいよ、みんな休んでいていいよというようなお触れを出すのか。その辺は、いつ頃どのような感じ、どういう時間帯で判断するのか、お願いします。

高本係長 担当の作業員のほうで2名交代でパトロールをしていて、朝の4時前ぐらいから回っていて、そこでその日の除雪作業をするかどうかというのを決めて各職員に連絡をして、5時にスタートできるようにというふうに準備を進めています。

金木委員 大体動きを見ていてそうかなとは思ったのですが、その4時、5時台でそんなにまだ降っていないけれども、その後、降るときって結構あるのですよね。一冬に何回かな。いつのことだと言われたら困りますけれども、2回や3回、6時台、7時台、8時台にどンドン、どンドン降って、当然見た目にも10センチ以上積もったなというようなときもあると思うのですが、そういうときはどのように対応されるのですかね。

木村課長 それ以降、降った場合は、ちょっと町の車のほうが動き出す時間帯とバッティングしてしまうということで、基本的にはちょっと除雪はすぐには出動していない状況で、あと大雪というか、状況に応じて昼から出動も含めて状況を、ケース・バイ・ケースで出動しているということで、朝降り始めたので、すぐ朝出るというのはちょっと、なかなか町の混乱、渋滞とかが発生する可能性もあるということで、リスクを避けながら状況に応じて必要があれば、その日のうちに除雪を対応しているというような状況であります。

金木委員 分かりました。そういうところもちょうと指摘をされることもあるので、町民の方にはこういうふうにちゃんと見て必要に応じて、ちょっと時間はずれてでも出動する体制は取れているよということがある程度PRされていれば、また町民の皆さんも安心できるのかなと思うので、何かの折にそういった、こういった日中、積もったときにはこうやりますよというPRも必要かなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

逢坂委員 毎年、除排雪については、いろんな意見が出ています。同じような意見を何十年も、何十年と言ったらちょっと大げさなのだけれども、先ほど言われていた置き雪の件についても本当に毎年同じような意見があつて、何とかうまくならないのかということを行っていると思うので、全然その部分についても改善されていないと思うのです。ですから、その部分は、今年は契約をしてしまったというのは分かるのですけれども、組合には役場としては言えると思うのです、当然。ですから、その部分をもう一度、委員会でそういう置き雪をもうちょっとうまくやってほしいという要請があつたというふうな部分で再度、1点目のだけれども、言っていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺はどうですかね。

木村課長 おっしゃるとおり、契約は云々関係なく、期間中に苦情等、状況に応じて組合のほうにも連絡したりとか、協議をしている状況もありますので、なるべく全ての苦情に対応するのはなかなか難しい面もあるとは思いますが、委員おっしゃるとおり、ここがひどいとか、こうなっているというのは随時組合のほうにも伝えていきたいとは思っております。

逢坂委員

それは、なぜかという、実は自分のうちのことで嫌なのだけれども、自分の持ち家なり、他人もそうなのだけれども、幅広い空き地がある場合には、そこに重点的に置いていくのです。僕は、苦情で言ったことはないですけれども、一回も。我慢はしているのですけれども、そういうことがあるので、そういうことのないようにきっちりこの組合に言えば、そういうことはなくなるのかなと。要するに委員会でこういう話が出たよと、ぜひ言ってほしいと思いますので。

幅員があるところは、ほとんどそこに雪をドーザの排土板で逆に置いていくのです。今年1回見せますよ。本当にそうなのです。ですから、そういうことのないようにできるだけそれを引っ張って行って、町有地なり、そういうところに、後から言おうと思ったのだけれども、町有地の活用も毎年出ている話なのだけれども、空き地活用。だから、そういうのを引っ張って行って、ちょっと時間かかってもそういう町有地の空き地に持っていくとか、いろんな工夫というのはここ数年、何十年もやってきているので、何十年前の直営とは全く今も、先ほどもお話が出たけれども、自分のところはきれいにやっていきますけれども、人のうちだったらどんと置いていくというパターンが見られるので、その辺はきっちり役場として指導というわけではないですけれども、相談なり、お願いなりしていただきたいとまずは思います。それは、答弁は先ほど聞いたのでいいです。

それで、毎年排雪が年々少なくなっているのですよね。昨年辺りを聞くと、昨年からもずっと前から聞いているのですけれども、ダンプが少ないというのが一番大きな原因だという、要因だということなので、その辺の解決策という部分、ダンプの更新も25年以上のダンプもあるし、フェンスとかという部分の、将来的にですよ。いうこともないのかなという部分で、排雪をやはりできるだけ多くやれば、多くやればと言ったら失礼ですけれども、1回でも多くやれば、先ほど工藤委員も言っていた形の雪の量も減ると思うのです。ですから、年々減ってきていると私は感じているのですけれども、その辺はどう捉えていますか。

木村課長

僕の認識、ちょっと僕は1年目なのですけれども、認識としては、やはり前からちょっと聞いていたというか、あれはやっぱりダンプが運転手を含めて少ないのだと。あと、排雪時期がどうしても道と国と町ともか

ぶってしまう関係もあるのだという認識ではいました。

そして、逢坂委員おっしゃるように町のダンプを購入したらどうだろうということなのでしょうかね。そうですね。その辺は、ちょっと今後の課題にはなるかと思うのですけれども、やはり予算も絡むこともありますし、あと運転手の問題等も出てきますので、ちょっと課題としては捉えていきたいと思いますが、排雪としてはできる限り組合にも言って、回数も含めてちょっと協議しながら進めていきたいなどは考えております。

逢坂委員

できるだけ、本当に昔の時代と言ったら変な話ですけれども、直営の時代から見ると、委託された時代で見ると排雪量がちょっと少ないかなというふうに思うので、その辺はよろしく願いをいたします。

それから、これも毎年出ている話なのですけれども、町有地にある空き地を利活用するという、いろんなところで排雪、そこに投げたり、それからドーザで持って行って投げたり、そういう調査というのを、例えばこれは3年も4年も、僕が議員になってから8年、9年になるので、その時代からもそういうお話があったのですけれども、そういう調査というのはあるのかどうか。されて、ここの空き地には雪を持っていけるねというふうな部分で、そういう位置図をつくってそういう運転する方とか、ドーザを運転する方というのはいろんな方がいるので、そういう方にいつでも教えてあげて、ここまで引っ張って行って投げるといいですよとか、そういうこともやっぱり町としてやるべきだと思うので、そういう雪捨て場以外に、捨て場以外にそういう空き地を探しながら雪をためるとことはやっていると思うのですけれども、実際は見ていますから。ただ、より置き雪だとか、それをなくするためにいろんな形でそういう空き地等を利活用したほうがいいと思うのですけれども、その辺は調べたことありますか。

木村課長

調べたというか、基本的に町有地の空きスペースについてはうちでちょっと把握して、組合さんのほうにもここを一時的というか、排雪ではないですけれども、押し雪していいよという場所はお伝えしています。そして、町住を壊して空き地になったところとか、増えている部分とかも随時ここも可能ですということは、うちで把握して対応しているところ

です。今後も随時もっと、もしまだ活用できるような町有地があるのであれば、今後も場所等によって、重複しても仕方ありませんけれども、場所等によって必要な場所があるのであれば管財と、町の町有地を持っているところとも協議しながら対応していきたいなと思っております。

逢坂委員 その関連なのですけれども、実は空き家対策で、今は空き家が結構解体されて更地になっていたところが町内結構多くなってきているのです。それは、個人のもの所有地なので、私有地なので、ちょっとそれは厳しいのかなと思うけれども、そういう利活用も今後雪の量の減少にもちよつとつながるのではないかと思うので、その辺の活用も利活用も考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。答弁があれば、伺います。

木村課長 私有地の借り上げについては、多分過去にも何回か出ていたのかなという記憶ではあるのですけれども、現状今私有地ではなくて極力町有地を活用したいという考えでいます。でも、将来的に空き家が増えて、あとどうしても雪捨て場がないとかなると、今後の課題として検討材料の一つにはなるのかなと考えております。

工藤副委員長 ちょっと確認したいのですけれども、この3の8というページの変更契約額という欄の赤字でマイナスとなっているこれって、これがどういう数字になるの。

高本係長 工藤委員の質問にお答えします。
まず、この赤字の部分なのですけれども、その前段として左側から当初の予算額、当初契約額までさっきお話したのですけれども、真ん中の補正予算額、この1億3,273万7,000円に対して令和5年1月末までの実績をもって令和5年2月の臨時議会のときに4,904万9,000円を補正して、その段階ではまだ3月までの見込みというところで補正をしています。
1度予算額を1億8,178万6,000円まで増額しました。そして、最終的に3月末までの走った稼働実績を積算した結果、金額が一番右側にあるのですけれども、1億6,552万8,000円という額になったので、もともと3月まで走りますよという額で1度変更契約で増額して、また最後に3月

末の実績をもって2度目の変更契約というのをしています。

工藤副委員長 よく分かりません。この補正後の予算額ってあるでしょう。1億8,178万6,000円、これからこれがマイナスになったという赤字なのですか。

木村課長 すみません。去年1月、2月にかなり雪が多くて、3月末までは一応1億8,000万ぐらいかかるだろうという予測で補正を上げています。そして、実際は実績払いになりますので、実際は1億6,500万ということで1,600万ほど減額の変更契約を行ったという内容になっております。

工藤副委員長 それで、さっき僕がいろいろしゃべったのだけれども、はっきり言っておいたほうがいいと思うので、道路の交差点の見づらいところが3条通り、町の中心部から役場のほうに向かってきて、役場の前の通りで一時停止になっているのだけれども、あそこがよく見えない。それから、5条通りから同じように町の中心部から上がってきて、役場の前の通りで一時停止するようになっているのだけれども、そこも見づらい。ですから、役場の前の通り、あの通りを端っこに雪を残さないで除雪、排雪してもらえると、すごく危険がなくなるのです。いろんなことが、あその通りを通る人が多い人からよく聞くのですけれども、何とかならないのかという人がたくさんいるのです。あれが解消されれば、あの辺を通る人、見通しがよくてすごくいいのです。だから、どこの通りも全部きれいにすれとは、それは難しいのだろうと思うけれども、あその役場前のあのメイン通りだけでもやっていただけたら、とってもスムーズに行くのではないかなと思います。

いつも歩道と車道の端っこに雪たまるのですけれども、あの山がなくなれば、座席の高い車はある程度見えるの、座っていても。僕みたいな普通の乗用車に乗っていると本当に見えない。だから、ゆっくりゆっくり出ていってもこっちから来るのが見えないから、びっくりしてまたブレーキをかけるのです。だから、そういう危険性を回避するためにもやっぱり町民同士で事故遭うの皆さん嫌ですから、やっぱりそういうところは役場側で気を使って、この通りだけはしようということをやってもらわないと駄目だと思います。4条通りから中心部に上がってくるところは、建設課の車庫がありますから、あそこはあまり雪を残さないでくれ

いに取っているから、4条通りから来たときにはそんなに支障はないのです。だから、その辺もよく考えてやっていただきたいと思います。

木村課長 すみません。小学校のグラウンドを挟んだ山側とまき幼稚園から来たその交差点のことなのかなと。過去にもたしか何回か聞いたような話なのかなとは認識しているのですがけれども、その辺、常にきれいとかはちょっと可能かどうか分かりません。ある程度たまったら、ちょっと削って山を取るとか、どういう対応ができるかちょっと分かりませんが、除雪業者とうちの町の職員も含めてちょっと検討課題として考えていきたいと思っております。

村田議長 1点だけ。4ページ目の(3)の車両修繕等のところで、令和4年度にはこの数字でいくと今までにないような大きな金額になっているのですが、先ほど説明の中で今年度も新規の入替えはないというお話だったのですが、これはやっぱり機械というのは、ある程度の年数を使っていくと間違いなく修理代がかかってくるというのははっきり見えていますよね。なおかつ、いよいよ予算がないとか、辛抱して使えと言っても壊れてしまうと、またその期間、除雪に支障が起きるところはやっぱり否めないで、ここはやっぱり計画的に、さすがに平成の一桁の機械とか、平成10年とか、そこら辺ですと本当に、自分なんかは農機具でもそうですけれども、もう修理費がかかって、これは買ったほうが安いのではないのというぐらいかかることがあるのです。だから、そういうのもやっぱり踏まえると、もうこの現状でいくと機械の更新時期に来ているものは、思い切ってきちんと更新するということは、きちんとうたって予算づけしてやっていったほうがいいのかと思うのです。そこら辺の考え方はどうでしょうか。

木村課長 一応ここ数年、ちょっと新車購入は予算の関係とか、いろいろあって控えているのですがけれども、来年、令和6年度に社会資本整備交付金がちょっとつく、つかないとかいろいろあるのですがけれども、令和5年度にはちょっと更新をしたいなという予算を計上したいと思いまして今ちょっと検討しているところです。

村田議長

ぜひ更新、うまくやれるように頑張ってください。終わります。

佐藤委員

ちょっとお願いという形で、今現在行っている雪捨て場の件で、羽幌自動車学校のところでトラックが投げるのですけれども、これほとんど海に行くのです。あれをやられると、毎年港が凍ってしまうのです。下風で1回で。どこからこの雪が来るのだろうと思って、よく見ると汐見のあそこでダンプが海へ投げているから、あれがしばれたときに下風吹いたら1回で港が埋まってしまうのです。それで、勝山さんに割ってもらったり、出漁できないという傾向があって、何でこんなに雪少ないのに港は凍らなければならないのかと。そうしたら、みんなどんどんこうやって海へ投げるだろうし。できれば、このビーチの駐車場の辺りだって、果たしてどこまで海に隣接して投げているのか。極力いわゆる海へのそういう雪の投棄なり、ダンプの人も置くのは別にいいのです。海に落ちないのであれば。そういうことをちょっと1年でも2年でもやってみてもらえませんか。それが果たして原因なのか、うちのほうもあれなのですけれども、温かいのに何で海がしばれる。全然沖に行かれない状態で、みんな割ったり、下風が吹けば必ず1日でなってしまうのです、こんな玉氷が。玉になってくるのです、全部。下風が吹けば。そういうのに船がどんどん、どんどん、こんな厚いやつ。だから、そういうので見てみれば、ダンプが汐見のところで投げて、それが今度しばれてしまえば、厚い氷になって、下風が吹けば今度全部港の入り口で待っているものだから、入ってくるのです、全部。だから、そういうのが果たしてそういう原因もあるのか定かではないのですけれども、今年1年ちょっとそういう意味で組合さんのほうからこういう依頼が実際来ていると。それで、港が凍って商売にならない、出漁に出られない状況がここ何年か続くような格好があるので、極力海にいわゆる雪を捨てないということの考え方をちょっと言ってもらえれば、この汐見なんかのほうとサンセットビーチ辺りの雪の捨て場について。その辺はどうなのか、把握していますか。

木村課長

ちょっとその漁協に影響を及ぼしているというのは初めて聞いたので、ちょっと雪の量によってどこまで、全てというわけにはいかないのかもしれないですけれども、ちょっとある程度排雪する場合に、こういう状

況もあるということは業者のほうにも含めて、道、国の除雪も全てあの辺に投げる関係もありますので、ちょっと情報共有しながら、どうすればいいのかも含めて検討したいと思います。

佐藤委員 うちの組合も漁業者には、港には捨てるなということを言っているのです。極力ね。だから、そういう意味であれば、やっぱりそっち側のほうも協力して、捨て場って何ぼ何でも海に何でも投げればいいやという、そういう考え方自体もおかしいわけであって、雪捨て場という形でもって行くのであれば、投げれば溶けるから、いいかどうか分からないけれども、やっぱり組合でも浜でそういうような方向でやっているにもかかわらず、町が雪捨て場、海に投げていいのかというわけにはいかないと思うので、その辺のことをちょっと言ってもらって、今後一、二年でもいいですから、やってみて、その結果で実際そういう支障は全然、そういう排雪について問題がないというのであればあれなのですけれども、ここ何年間ずっと海に捨てている現状が多いので、そういうのでちょっとよろしくお願い申し上げます。

以上です。

小寺委員長 答弁はいいですか。

佐藤委員 答弁、何かあれば。言っていたら。

小寺委員長 先ほどと同じことの繰り返しだとは思いますが、いいですか。

逢坂委員 1点だけ。ちょっと周知していただきたいことで、事前周知ということで排雪する日程等、例えばあると思うのです。もし分かれば何らかの形で、羽幌では防災 i n f o はぼろという部分もあるし、広報はぼろだったら毎月なので、ちょっと無理かなと思うのだけれども、そういう形で、何らかの形で排雪、いつ頃この地区はしますよというようなお知らせみたいのをぜひやっていただきたいと思うのですけれども、その辺はどうですかね。

木村課長 今、委員おっしゃったとおり、そういう情報も必要なのかなと思いますので、ちょっと総務のほうと防災 i n f o、可能性あるのは防災 i n f oかなとは思いますが。あと、道と国の排雪とかも、町道だけでももし分かる範囲だけでもその方向でちょっと検討して総務と相談してみたいなと思います。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、今回令和4年の実績と5年の計画というのを併せてしたのですけれども、正しい情報ですか、提案ですかあったと思います。12月までもうすぐ、契約スタートするまでもうすぐですけれども、今後も様々な町と組合と協議しながら、よりよい除排雪事業を行ってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、除排雪業務については終了したいと思います。
暫時休憩します。

(休憩 15:31～15:40)

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開します。

課が変わりまして、いきいき交流センターの状況についてとハートタウンはぼろ事業用敷地の購入について、2点ありますけれども、1点ずつ説明していただいて、その後質疑、その後また説明していただいて質疑という進行にしたいと思います。

まずは、いきいき交流センターの状況についてお願ひいたします。

3 いきいき交流センターの状況について

説明員 商工観光課 三上課長

三上商工観光課長 15:40～15:46

それでは、説明の前に、先月の10月10日付で商工観光課長になりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。その間、ちょっと衛生施設のほうに4年間と監査委員のほうに1年半出向しておりましたので、久しぶりの委員会ということで緊張しておりますので、お手柔らかによろしくお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。いきいき交流センターの状況につきましては、観光振興係長兼務であります私のほうから説明させていただきます。2点目のハートタウンはぼろ事業用敷地の購入につきましては商工労働係長の広谷のほうから説明させていただきます。

それでは、まず1点目のいきいき交流センターの状況についてでございますが、まず資料、沿革を載せてございます。皆さん御存じのこととは思いますが、一応振り返りということで、平成5年の6月10日に第三セクターの羽幌観光開発株式会社を設立しまして、平成5年8月着工の6年の10月に竣工しましたいきいき交流センター、平成6年12月4日にサンセットプラザはぼろということで営業を開始しております。一時期いい時期もあったようなのですが、10年もたたない間にちょっと営業のほうが悪くなったようにはいかなくなりまして、平成16年の6月の取締役会で民間委託の方針を決定しまして、町の議会の全員協議会において方針を承認を得まして、11月1日に観光開発株式会社と株式会社アンビックスと運営管理委託契約を締結しております。一応契約期間は10年間ということで契約を結んでおります。その後、平成17年の12月に指定管理者制度を導入する旨、議会にも承認を得たことから、平成18年3月の定例会でアンビックスを指定する議案が可決されまして、平成18年度から指定管理者、株式会社アンビックス、10年協定で今2期目ということでございます。その間、コロナの影響等や燃料費の高騰等の関係から、令和4年の3月の議会において指定管理料の増額見直しを承認されたということで今そのような流れで実施されております。

その後、施設の整備等の実績につきまして3ページ、これにつきましては平成16年度から24年度、羽幌観光開発からの委託後の平成16年度から24年度につきましては、おおむね50万円以上の整備につきまして記載をさせていただきます。平成25年度以降につきましては全ての整備、町で行った整備について載せてございます。あと、1,000円以下につきましては繰上げしてございますので、この額がぴったりということではございませんが、そのようなご理解をいただきたいと思っております。大きなものとしましては、平成21年度に屋上防水改修工事で2,457万円、平成24年度にボイラー更新工事で3,221万4,000円、平成28年度には地下ピット内配管改修工事ということで衛生設備工事2,462万4,000円、暖房設備工事2,638万4,000円、そして令和4年度のコロナ関係の出入り口改修工事、空調設備取替え修繕工事ということで1,573万円と1,410万2,000円、それぞれかかってございます。この20年近くの委託、町からの指定管理、平成16年度から今年度までは3億5,904万9,000円、指定管理の導入後では3億3,915万5,000円ということで、今まで施設整備に町のほうで支出しているというような状況でございます。

あと、今年度の2階和室系統の空調機更新工事につきましては、今現在まだ未完了と

ということで契約額を載せてございます。多分設計変更はないと思うのですが、一応契約額ということで載せてございます。

説明としては以上でございます。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに入りたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:46～16:12

工藤副委員長 今、一番最後のページの令和5年度の2階和室系統空調機更新工事というのは、夏場に冷房が入らないのだといった、その部分の更新でしょうか。

三上課長 ちょっと確認していなかったのですが、そのような説明が議会のほうでされていたのであれば、それでよろしいかと思います。

工藤副委員長 どの委員会か分からないけれども、冷房が入らないと。その原因は何だと言ったら、雨漏りか何かでそういう状況になっているので、今後修繕しなければいけないのだという、そこまではたしか聞いていたような記憶あるのですけれども、これがそうなのだろうと思うのですけれども。

三上課長 その説明があったとおりでと思います。

工藤副委員長 後で行って確かめますので、ちょっと正確なところを調べておいてください。お願いします。

逢坂委員 まず、この修繕、補修についてはもう既に終わった部分で、これをどうのこうのという部分ではもうないので、この資料をちょっといただいても、もう既に終わったものをどうだったという部分ではないと思うので、この先のことを私としては聞きたいという部分があるのですけれども、その辺をちょっと勘弁してほしいなというふうに思います。
いろいろと何億、3億5,000万、それから指定管理になってから3億3,0

00万もかけていろいろと修繕とか補修とかやってきたと思います。特に大規模改修については、私も一般質問の中でしているのですが、今後計画的にやっていきたいということで答弁もいただいています。その中で、今後令和6年度に向けて、令和5年度でもいいですが、これからの例えばいきいき交流センターにかける、どこどこを直したいとか、どこどこを修繕したいとかという部分が今計画的に上がっていれば教えていただきたいと。特に浴場関係については、今後どういうふうな形になっていくのか。ちょっとできれば、今分かる範囲で結構なので、教えていただければと思います。

三上課長

お答えいたします。

委員のご質問にありました浴場関係につきましては、今は次年度の要求として考えているのがバタフライ弁の取替え修繕、水風呂用の電動弁の取替え修繕ほか、取りあえず弁の取替え修繕を今考えております。

それで、タイル等の張りかえについて、ちょっと町内の大工さんや左官屋さんに相談したのですが、思ったより大規模になりそうということで、これにつきましては来年度の要望としてはちょっと厳しい、ちょっと時間がなさ過ぎたという失敗がありましたので、来年度に入った早い時期に建設課の技師さんと現場をもう一度確認しまして、予算額を積算していただいて、大規模改修になるようであれば令和8年度の公共施設マネジメントの見直しの時期に大規模改修については考えるというようなことで9月の定例会のほうで回答しておりますけれども、そのような形で進めていきたいなというふうに考えてございます。

逢坂委員

今、課長の説明であれば、取りあえず来年度の予算の中では弁という、各種弁はいろんな弁があるのだろうと。私はプロではありませんので、分かりませんが、その関係を取り替えたいということなのですが、それは何らかの影響が及ぼしているから取り替えるのか。老朽化しているから、結構たっているから、年数。浴場ができてから、当然30年ぐらいいかな。そういう部分で、その弁をまず直すのか、修繕するのか、その辺をちょっとまず教えてください。

三上課長 この修繕につきましては、指定管理者でありますアンビックスのほうとの協議の中で支障が出始めていた、だましましというか、使用しているというようなものについての修繕になっておりますので、委員のおっしゃるとおり支障が多少出ているというような形で、何とかだましまし使っているというような形です。

逢坂委員 そうしたら、今はもう既に補修なり修繕をしなければならぬものをだましまし使っていたから、来年度の予算づけをして直したいということが来年度の主力ということで、そういう理解でいいですね。答弁はいいです。

それで、私もお話ししていたのだけれども、小さなこともたくさん結構あるのです。鏡だとか、シャワーだとか、ほかの部分では露天風呂のタイルだとか、タイルというか、もうほとんど素足では歩けない状態になっているとか、そういうところの部分、部分の補修は来年度やらないのですか。今、弁だけという部分は分かるのですけれども、そういうところは考えてはいないのですかね。

三上課長 露天風呂の件だとかは、写真等で確認させていただいたのですが、去年うちの職員のほうで、素人の手習ではないですけれども、そういうような修繕をしたというような状況でございまして、一応まだ指定管理者側から要望として、まだそんなに強い要望としては上がってきていないのかなというふうに聞いておりまして、確かに見た目的にも厳しいものがあるなどは思っておりますけれども、まだ機能的に営業の支障には大きくなっていないのかなというようにので、ちょっとそこら辺になると、また本格的な業者に入ってもらわなければいけなくなるかもしれませんので、ちょっとその辺についてはまた建設課さんとも相談しながら、ちょっと考えていきたいなど。

逢坂委員 それで、しつこいようですけれども、その部分はお客さんに対しては大変大事なところではないのかなという部分で言っているのですけれども、確かに弁とか、そういう見えないところの補修という部分も大切だという部分は、私もよく分かっているのですけれども、そういう目に見えるところもやはり、鏡を取り替えるのに例えばそんなお金まで必要なのか

なという部分も、大規模改修をするのであれば別ですけれども、部分的に鏡を取り替えたり、シャワーのヘッドを取り替えたりする部分については、そんなに大きな大規模な補修なり修繕にはならないのかなというふうには思うのですけれども、その辺の考えは、委託側ではなくて羽幌町で考えて、そういうお客さんの要望もあると。町民の要望もあるということを書いていって、そして多少お金かかっても直したいのだけれどもというような部分は考えていないのですかね、そういう部分で。

三上課長 鏡について、ちょっと聞いた話なのですけれども、指定管理者のほうで交換についてちょっと検討してみたようなのですけれども、普通の鏡ではなくて丸い鏡ということで、普通の鏡の3倍ぐらいの値段がするというので、今ちょっとちゅうちょされているということ。あと、張っている壁がまたタイル張りということで、床も今傷んでいますけれども、その鏡の取替えについて、またタイルがまた一緒に剥がれてくるのではないかなというようにも考えてございますので、これについてはちょっとやっぱり技師さんとも相談しながら、大規模のほうに入れたほうが無難なのかなというふうに考えてございます。

逢坂委員 すみません、何回も。そのままの形で、例えば令和8年と言いましたけれども、まだまだ先の話にしたらタイルも含めて、いろんな部分についてはそれ以降になるという、町としてアンビックスとの話合いの中ではないのかなというふうには今は感じているのだけれども、そのようなことでちょっと前に進んでいかないのかなという部分で私は思うのですけれども、その辺は直せるところは直すという、例えば次年度からやっていくということだったので、ぜひそういうことも含めて、やれる部分はやっていくという部分で、大規模な改修は、それはそれでまたやってほしいと思うのですけれども、それは課で計画して上げていってほしいと思うのですけれども、その辺はどうですかね。

三上課長 今、来年度の予算について見積りを取ったりとかしているような状況でして、令和8年度に大規模改修ということで公共施設のマネジメントの見直しに合わせた形でということで今考えてございますので、あまり時間がかからない、来年度入ったらすぐにでも、うちだけではなくて建設

課の技師さんにも実際入っていただいて早めに、8年度まで待たないでできるものがあるのであれば、やっていけばなということでは考えてございますが、今ちょっと来年度の事業としては今は難しいかなということに回答させていただきたいと思います。

工藤副委員長 このホテルのお風呂を中心にしての改修の要望は、町民からすごく多いので、私も何度も言っているのですけれども、やはりもっともっと早く、そして僕も分かっているけれども、天売の工事、それから焼尻の工事、中央公民館の工事ってあるのですけれども、それとは別枠にして、やはりあの施設はきちっと、旅行で観光もそうですし、仕事で来る人もあそこに泊まって、羽幌に泊まってよかったなど、あの風呂がよかったなどということにしなければ、やはりリピーターとしての観光客も来なくなりますから、やはりできるだけ早く万全な形でお客さんを迎えられる体制を整えるべきだと思うのです。ですから、課長が今言ったように建築の技師さんと話し合っただけけれども、それはもう今日でも明日でもすぐやはり状況把握をお互いにして、そして町長も会議に入ってもらって、こういうふうになっているから、こうしたほうがいいのかという、そういう計画をやはり会議で示すべきだと思うのだよね。そうやらなければ、やはり幾ら観光でお客さんを呼ぼうとかとただ頭の中で考えても、これは成り立っていかないと思います。だから、もっとほかの課とも話を詰めて、やはり羽幌としてはここをきちっと観光の拠点にするのだという思いで進めていってもらわなかったら、僕はいろんなところに影響を来すと思います。そういうふうにして考えていただきたいと思います。

このことについては、町長とは話合いの場は持っているのですか。例えばお風呂の修繕を町民が希望しているけれどもという、そういうもので町長と話合いはしたことあるのですか。

三上課長 申し訳ないです。前任者からの引継ぎの段階では特に聞いていないのですが、私はまだ一月ぐらいなのですけれども、なかなか町長も出張がございまして、なかなか時間も取れないような状況で、今のところ一月ぐらいの間は結構出張でいないなということが多いものですから、私になってからというのはまだちょっと時間が取れていないということ

でございます。

工藤副委員長 そうしたら、ある程度の状況を把握して、こんなふうな形で例えば修繕するのだとか、どうこうというのは、やはり建築の技師さんと話を合意をして、こんな流れでどうでしょうかというのをやはり町長に打診してみても、そういうふうにして一歩でも二歩でも進めていかないと、僕は成り立っていかないと。ぜひそんな形で進めてください。次年度は難しいかなと言わないで、それができるような形でやっていかないと、やはりいつまでたっても苦情ばかり僕らが受けて、全然前に進まないのではないですか。それなら駄目だと思うので、前に進められるようにやっていただきたいと思います。

三上課長 すみません。ちょっと今時期は、次年度予算の関係で建設課の技師さんについては、ほかの建築物だとか全部に今ちょっとかかっておりまして、うちのほうは町内の大工さんに見積りを取るようなもので、課員で補修できるのではないかというような見通しであったものですから、ちょっと手を挙げ損なったところもあります。今は予算時期が1回クリアになったところで、また建設課のほうと相談して、技師さんの日程の都合も確認しながら、ちょっと本当に早めに行けるように計画していきたいと思っています。

佐藤委員 この温泉の件は、なかなか難しいところがいろいろあって、委員さんたちの言うことはごもっとも、町民の一番困ることで、前にも早い時期にいわゆるうちの委員会でのいきいき交流センターに行って、視察みたい形をしようかと議長と1回前に話した経緯もあると思うのですが、実際自分たちもそういうところを、自分個人的には温泉へ行ったなりなんなりして、ほかの議員さんたちはどうなのか、そういういろんなことがあるので、見に行こうという経緯はたしかあったような気がしたのです。

それで、その中でできることが、いわゆる質問でも何でも、ここが悪いと。確かに町サイドばかりで、こっち側、職員にこう言うことも大事なのかも分からないけれども、我々議員たちも何か逆にそういうことで今小さなことを、逢坂さんが言うようなちょっとしたことをいわゆる議員

たちが自ら今度はアンビックスとかと、そういうちょっとした考え方を言うとか、そうでないと、これはいつも羽幌町のやることは延び延びになって結局やらない。今これで風呂場のタイルの問題だって、万が一滑って頭でも打って死亡事故などがあってからでは遅い。やっと滑り止めが2枚ぐらいついたのだけど、タイルの剥がれたところに。工事といっても土台が落ちているものだから、タイルを張るとしても全部剥がしてからやらないといけない。へこんだところに滑り止めをしたから今は辛うじていいかもしれないが、いつ転んでしりもちをついて恥ずかしい思いをするかもしれないし、みんなすり足で浴場内を行き来しなければ、転ぶのか不安なのだ。現状はそうなのです。サウナに入ってもギシギシ、ギシギシいって、座っていたら棘が刺さるのではないかと思うくらいだし、そういう少しの手間でできそうなことは、我々議員たちでも、町民のための議員なのだから、我々も少し責任を感じながらやってみるというのも手ではないかなと思うのです。改修工事とかの部分に関しては、これからまだ何年となる中で、現状で何もできないということよりも、できることから自分たちも何かやらなければ、この町はよくなるのではないかな。何でもかんでも文句を言って、いつできるのだ、何がどうなのよと言ったって、この状況がずっと続いてきている。そうしたら、誰がやるのかと。それならば、逆に自分たちにもちょっとできることをやってみないかと。そういう意味でも委員会で何かできることがないのかという部分を考えていくのも必要なのかなという気がするのです。役場のほうには今後ともそういう形で、いろんな意味でこういう苦情なりがあると思うので、逢坂委員や工藤委員が言うように、協力していただける巷の大工さんがいるのであれば、そういう人たちにちょっとお風呂場のサウナの板、直してもらえませんか。寸法を測れば、数時間で終わるような仕事でしょう。だから、その床の滑り止めをちょっと何か、また砂の入った塗料とかでも塗れば、そのマットをもしよければ、それを延長して安全策で考えてもらえないですか。そのくらい、みんな飲みに行って何万円も使うぐらいのことを考えるのなら、あつという間にできるような、だからそういうことをちょっとやることで町民は喜ぶと思うのだよね。目に見えることで動くということが。やはりそういうところからできることはやって、大がかりなこと、そういう部分についてはこれからいろんな意味で考えていかなければ、工藤委員が言

ったように大事な拠点なので、ああいうものをなくするわけにはいかないし、そういうふうを考えてもらえればと、自分個人としては思うのです。以上でございます。答弁は要りません。

小寺委員長　それでは、ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。ないですか。いいですか。(なし。の声) それでは、いきいき交流センターの状況については閉めたいと思います。

資料については、先ほど委員の中で話が出たのですけれども、一応私のほうからこの経緯と、あと工事の過去の工事実績について資料として出してほしいという要望があって作っていただきました。課に関しては、今出た意見を、まだ町長とも話す時間が取れていないということですので、委員から様々な意見があった。特に今お風呂に関しては、結構その前から要望なり、一般質問でもあったのですけれども、委員会の中でも声が上がっていますので、ぜひ私は緊急性があることかなと思うので、早急に動きを始めてほしいなというのが今日の委員会の総意かなというふうに感じていますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、4点目、ハートタウンはぼろ事業用敷地の購入について説明をお願いいたします。

4 ハートタウンはぼろ事業用敷地の購入について

説明員 商工観光課 広谷係長

広谷係長 16:12～16:23

皆様、お忙しい中、またお疲れのところ、急遽議案を追加させていただきました、誠にありがとうございます。

それでは、ハートタウンはぼろ事業用敷地の購入についてご説明させていただきます。着座にてご説明させていただきます。まず初めに、資料1を御覧いただきたいと思えます。1、事業用敷地の賃貸状況であります。ハートタウンはぼろを管理運営するに当たり、現在賃貸契約をしている私有地の状況を記載しております。(1)、所有者Aと所在地に記載の3筆、面積にして1,140.41平方メートルを賃貸しております。貸付料は月額にして7万4,100円、年額で88万9,200円を支払っております。契約方法につきましては、一般的な土地賃貸借契約となっております。何年までといった契約期間に制限

のない契約となっております。

資料2の地番図を御覧いただきたいと思います。こちらの航空写真の資料になります。こちらの所有者のAの土地は、オレンジ色の枠で囲った地番になりまして、建物の底地と正面駐車場、ハートタウン裏の駐車場の土地に使用しております。

次に、資料1にまた戻っていただきまして(2)、所有者Bと所在地に記載の2筆、面積にして844.9平方メートルを賃貸しております。貸付料は5万6,000円、年額で67万2,000円を支払っております。契約方法につきましては、事業用借地権設定契約、公正証書によるもので、契約期間が平成16年6月1日から平成36年5月31日までの20年間で設定されております。

もう一度資料2のほうを御覧いただきまして、所有者Bの土地につきましては赤枠で囲った地番になります。建物の底地と正面駐車場として使用しております。

もう一度資料1に戻っていただきまして、所有者Bにつきましては公正証書による賃貸契約を締結しております。注釈に公正証書とはということで記載させていただいておりますけれども、公証人に賃貸に関する契約書の作成を依頼しまして、公証人の目前で所有者と羽幌町が契約書に押印をして契約を結ぶものになっております。金銭の支払いが滞った場合などに強い強制力を持った公文書となっております。

次に、2番、購入の目的と経緯についてでありますけれども、ハートタウンはぼろを管理運営するに当たりまして、事業用敷地として賃貸借契約を結んでいる所有者Bの土地を購入することにより将来的な負担を軽減することと、万が一契約更新ができなかった場合の建物撤去リスクを排除するものであります。所有者Bとの契約期間が令和6年5月31日で満了することから、契約期間の延長または土地売買で交渉しましたところ、土地売買で承諾が得られたものであります。

裏面の2ページを御覧ください。3番、売買価格についてであります。売買価格は630万5,000円を町から提示いたしまして、現在所有者Bから承諾を得られておりまして、今後議会の議決をいただければ売買に係る事務を進める旨を説明している状況であります。この売買価格につきましては、適正な額を算定するために財務課に売買価格の算定依頼をしております。算定方法につきましては、現在の固定資産税評価額を10割換算したものでございまして、これまで町が土地を購入する際はこの方法で算定した額を提示し、購入しております。10割換算とはという注釈を記載させていただいておりますけれども、市街地における宅地の固定資産税評価額につきましては固定資産税路線価を基に算定をしております。この固定資産税路線価につきましては、国が鑑定した公示地価の7割程度の評価を基準として設定しておりますので、固定資産税評価額を10割に換算したものが土地の実勢価格になるという考え方によるものでございます。

次に、4番、交渉に当たったの時系列でございます。①、今年の1月、前任者が所有者A及び所有者Bと土地売買の意向確認と交渉を行っております。その交渉の中で、所有者Aは当時土地の購入にかかった費用をまだ回収できていないということで、10年程度は賃貸借を継続したいという意向を示していたという記録になっております。所有者Bにつきましては、所有者Aと売買する時期が同じでなければ売買価格算定方法に違いが出るなど不公平になる可能性もあるため、所有者Aが売買しないのであれば売らないという意向を示しておりました。その後、②番、令和5年7月18日に契約期間延長に関しまして理事者と協議をしております。内容につきましては、令和5年1月の交渉の内容と契約期間の満了が迫っておりますので、契約期間延長に係る事務を進める必要がある旨を説明しております。また、契約期間延長に関する交渉に際し、今後土地の売買について交渉する必要がありましたので、土地購入に対する町長の意向に対して確認を行っております。これに対しまして町長からは、土地購入に関しては問題ないということで、契約期間の延長が必要であれば、必要な事務を進めるようというようなことで指示があったものであります。その後、③番、令和5年7月28日に契約期間延長に関して所有者Bと交渉しております。その内容につきましては、契約期間の満了が迫っておりますので、10年間の契約期間延長に係る事務を進めたい旨、説明いたしましたところ、所有者Aとの売買交渉がどうなっているのかということで説明を求められました。それに対しまして、令和5年1月の交渉結果を説明しております。これに対しまして所有者Bから、年齢的な不安もあり、時間がたつにつれて土地を整理したい気持ちが強くなっているということから、町としましても賃貸借の継続よりも購入したいという考えであることを所有者Bに伝えまして、所有者Bの考えを理事者に報告し、今後の流れを確認した上で改めて連絡するということとしました。

3ページ目を御覧ください。その後、④、令和5年8月7日に所有者Bが土地売買の意向であることを理事者に報告いたしております。内容は、土地売買の方向で今後の流れを確認し、事務を進めるよう指示があったものであります。その後、⑤番、令和5年10月23日に町の方向性を所有者Bに報告してございまして、内容は町として土地売買の方向で話を進めているということを報告いたしまして、売買価格の提示に当たって固定資産税評価額の閲覧が必要になるということを説明いたしまして、同意書の様式を送付しております。この間、8月7日から10月23日までの間、かなりの時間が空いておりますのは、過去の土地売買に関する資料の調査が必要となりまして、その調査等に時間を要したものでございます。その後、⑥番、令和5年11月1日に所有者Bから同意書を受領いたしまして、⑦番、同日に財務課に売買価格の算定依頼をしております。⑧番、翌日に財務課より売買価格の回答がございまして、⑨番、11月6日に売買価格を提示して所有

者Bと交渉し、土地売買について承諾を得られたという流れとなっております。その後、⑩番、11月9日に理事者に承諾が得られた旨、報告しております。

次に、今後についてでございます。12月町定例議会に土地購入費用の予算補正を提出させていただきまして、議会の議決が得られた後、売買契約の事務の手続を進めることとしております。

最後に、6、財源についてでございます。1点目、土地購入財源につきましてはハートタウンはぼろのテナント料で賄います。2点目、現在ハートタウンはぼろの管理運営に使えるテナント料の積立額がガスヒートポンプ更新工事による大規模事業で不足しておりますので、ガスヒートポンプ更新工事の財源措置と同様、一時的にまちづくり事業基金から借りる形とさせていただきまして、翌年度以降のテナント料で返済していく考えでございます。

なお、令和5年4月13日に開催されました総務産業常任委員会のガスヒートポンプの更新工事に関するご説明をした中で、一時的にまちづくり事業基金から借りて事業を実施させていただくというご説明をいたしまして、村田議長よりまちづくり事業基金から借り入れている額を議会に報告するようご意見ありましたことにつきまして、来年度以降ハートタウンはぼろの収支決算額が確定した後に、速やかに委員会等の場で報告させていただく方向で検討しております。

3点目、まちづくり事業基金へのテナント料積立額状況見込みについてであります。令和4年度末時点でのテナント料積立額は225万87円であり、令和5年度施設改修費（臨時費）での支出見込みが215万円、ガスヒートポンプ更新工事の見込額が入札減により4,125万円、今回の土地購入費が630万5,000円、令和5年度末のテナント料積立見込額が434万9,000円、これは予算ベースとなっておりますけれども、最終的に4,310万5,913円がまちづくり事業基金から借り入れる見込みの分となります。

これで説明は以上となりますが、参考資料といたしまして、資料の最後にこれまでの貸付料の支払い済み額と今後の貸付料支払い見込額を記載しております。所有者Bの土地を購入した場合、所有者Bへの今後の貸付料支払い分がなくなるものであります。参考までに、10年間貸付料を支払った場合の額が分かるよう、令和15年の行に薄くグレー表示しております。

以上です。

小寺委員長

それでは、今の説明に対して質疑を行いたいと思います。質疑に関しては、民間の方が所有者AとBということになっていきますので、議事録に残るので、質問ではちょっと

気をつけて質問していただきたいというのと、これも同じくですが、全て議事録に残りますので、きれいな言葉でなるべく質問をしていただければなというふうに思っています。

それでは、質疑を行います。質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 16:23～16:29

逢坂委員　　まず、今回所有者Bの方は町に売りたいということでご理解と、売却額を含めて議会は知っています。
それで、所有者Aのほうについては交渉に当たった時系列の中で、まだ元を取っていないので、あと10年ぐらいは賃貸をしたいという意向がこの文言の中では出ているのですけれども、その10年後については何かお話、例えば10年後だったら売りますよというような話は町としては、町とAさんとの間では話がされているのですか。

広谷係長　　所有者Aさんにつきましては、前回交渉の中で資料に書いてありますとおり10年程度は継続して賃貸で進めていきたいということはおっしゃっていたのですけれども、町といたしましては早急に購入させていただいて負担を軽減していきたいという考えがございますので、今回町長が替わられたということもありますので、改めて来年以降協議をさせていただいて、早期に購入していくような形で交渉を進めたいと思っております。

逢坂委員　　そうしたら、これを決めたのは、大変申し訳ない。言葉はちょっとあれですけれども、前任の町長さんが決めたということの解釈でいいですか、この内容については。今の町長さんは決めていないですね。

広谷係長　　令和5年1月の交渉結果については、前町長の話になりますけれども、②以降に関しては今の森町長と協議した中で決めた内容であります。

逢坂委員　　その中で、やはり新しい町長、森町長との話合いの中では、できるだけ早くお互いに売ったり買ったりしたいという話が出ているということで理解していいのですか。

広谷係長 そのとおりでございます。

金木委員 この建物自体、ハートタウンは過去のことを言うといろいろあるのですけれども、結局は現在は町有施設となったものでありますし、当然その下の底地についてもできるならば町で所有していたほうが無難というか、なのかなという気持ちはありますけれども、あとA、B、ほかにもまだ空欄になっていきますけれども、ほかのAさん、Bさん以外のこの下の土地については、もう既に町有地になっているということの理解でいいでしょうか。

広谷係長 町有地になっております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) 以上、ないようですので、ハートタウンはぼろ事業用敷地購入については終わりたいと思います。今後また先ほどのスケジュールどおりでいくと、12月に補正予算のところで議案として出てくるとは思いますけれども、よろしく願いいたします。それでは、以上で本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。